

岩国市保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準

1 就労時間による保育の必要量の認定

「保育標準時間」・・・国により、就労時間の下限が1週当たり30時間とされている。
月当たり120時間が下限（週30時間×4週）

「保育短時間」・・・市規則により、就労時間の下限が1月当たり64時間。
月当たり64時間以上120時間未満
下限時間64時間（≒月16日以上かつ1日4時間以上）

2 就労時間の区分の設定

保育区分	ランク	月当たり就労時間
保育標準時間	A	月140時間以上 （目安 週35時間（1日7時間×5日）×4週）
	B	月120時間以上140時間未満 （目安 週30時間（1日6時間×5日）×4週）
保育短時間	C	月100時間以上120時間未満 （目安 週25時間（1日5時間×5日）×4週）
	D	月80時間以上100時間未満 （目安 週20時間（1日4時間×5日）×4週）
	E	月64時間以上80時間未満 （目安 週16時間（1日4時間×4日）×4週）

3 保育の必要性の事由による利用調整基準

番号	保育の必要性の事由		保護者の状況	指数
1	居宅外就労（居宅外自営を除く。） 昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、 月 16 日以上かつ 1 日 4 時間以上就 労していることを基本とする。（時間 外労働は除く）		1 か月就労時間 140 時間以上	10
			1 か月就労時間 120 時間以上 140 時間未 満	9
			1 か月就労時間 100 時間以上 120 時間未 満	8
			1 か月就労時間 80 時間以上 100 時間未 満	7
			1 か月就労時間 64 時間以上 80 時間未 満	6
			就労先確定（内定）	5
2	自営 就労内容などから、中心者と 補助的な業務を行う協力者に 区分する。 内職は、協力者の指数を適用 する。 。	中心 者	1 か月就労時間 140 時間以上	8
			1 か月就労時間 120 時間以上 140 時間未 満	7
			1 か月就労時間 100 時間以上 120 時間未 満	6
			1 か月就労時間 80 時間以上 100 時間未 満	5
			1 か月就労時間 64 時間以上 80 時間未 満	4
			就労先確定（内定）	3
		協 力 者	1 か月就労時間 140 時間以上	7
			1 か月就労時間 120 時間以上 140 時間未 満	6
			1 か月就労時間 100 時間以上 120 時間未 満	5
			1 か月就労時間 80 時間以上 100 時間未 満	4
			1 か月就労時間 64 時間以上 80 時間未 満	3
			就労先確定（内定）	2
3	妊娠・出産	出産予定日の 2 か月前から保護者の出産日から起 算して 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末 日までの間で、分娩・休養のため保育することがで きない場合。切迫流産等は、「疾病」と扱う。	8	
4	疾病・障がい	疾病・負傷により常時臥床又は 1 か月以上の入院	10	
		重度の心身障がい ・身体障害者手帳 1・2 級（聴覚障害 3 級を含む。）	10	

			の交付を受けている場合 ・療育手帳の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合	
			疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	8
			上記以外で疾病により保育できない場合	7
5	介護 看護	病院等居宅外での介護等	介護等に要する日数及び時間をもとに、番号1を準用	番号1
		居宅内での介護等（通院・通所の付添いを含む。）	通院・通所に要する時間を含め、介護等に要する日数及び時間をもとに、番号1を準用（ただし、介護サービス等を利用できる時間は除く。）	番号1

番号	保育の必要性の事由	保護者の状況	指数
6	災害復旧	災害の状況、復旧に要する日数及び時間をもとに、番号1を準用	番号1
	求職中	求職又は起業の準備のため、外出することを常態としている場合	2
8	就学	卒業後の就労を目的とし、職業訓練学校や大学等へ通学する場合、保育できない日数及び時間をもとに、番号1を準用	番号1
9	虐待・DV等	虐待やDV等により、児童福祉の観点から特に保育が必要であると判断される場合	10

4 優先利用調整指数

番号	優先利用項目	指数
1	ひとり親世帯	12
2	生活保護世帯で父母のどちらかもしくは両方が就労・就学・求職中の場合	10
3	本来の生計中心者が失業中の場合	7
4	申込み児童の障がいによる療育施設等通所のため就労時間が制限される場合	5
5	申込み児童本人が障がい児である（障がいに関する手帳もしくは診断書での証明必要）	4
6	単身赴任・長期入院等で児童と日常生活をともにしていない親がいる場合（ひとり親世帯を除く）	4
7	保育施設等を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退園した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合	10
8	既にきょうだいが在園している場合	8

9	卒園後の受け皿となり連携施設が設定されていない地域型保育事業を卒園して保育園等への入園を希望する場合	2
10	入所申込児童が同一生計内における第3子以降である場合	2
11	父母のどちらかもしくは両方が保育士・幼稚園教諭・保育教諭・放課後児童教室の指導員の場合	2

※ 1と2にどちらにも該当する場合は、重複適用せず1のみを適用する。

5 減点調整指数

番号	減点項目	指数
1	同居の祖父母のどちらかが65歳未満の場合（就労等の場合は除く。）	-5
2	同居の祖父母のどちらかが65歳以上の場合（就労等の場合は除く。）	-3
3	自営の協力者・農業などで、雇用者が配偶者もしくは3親等内の親族であり、給与の支払いがない場合	-3
4	申し込み日時点で保育料の滞納がある世帯	-8

※ 1と2にどちらにも該当する場合は、重複適用せず1のみを適用する。

※ 上記においても同点となり、入園判定が困難な場合は、所得状況の低い世帯を優先する。